

**令和6年第5回（12月）筑紫野市議会定例会
予算審査常任委員会**

○日 時

令和6年12月23日（月）午前10時45分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（22名）

委員長	上村和男	副委員長	城健二
委員	田中允	委員	横尾秋洋
委員	辻本美恵子	委員	赤司泰一
委員	高原良視	委員	西村和子
委員	原口政信	委員	白石卓也
委員	宮崎吉弘	委員	山本加奈子
委員	八尋一男	委員	古賀新悟
委員	坂口勝彦	委員	段下季一郎
委員	前田倫宏	委員	檜木孝一
委員	佐々木忠孝	委員	吉村陽一
委員	赤司祥一	委員	春口茜

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（0名）

○一般傍聴者（0名）

○出席説明員（4名）

総務部長	嵯峨栄二	財政課長	高木伸泰
財政担当係長	尾形基貴	財政担当主任	藤森慎弥

○出席事務局職員（3名）

局長	荒金達	課長	高木美智子
主査	阿部早苗		

開会 午前10時45分

○委員長（上村和男君） 皆さんおそろいですから、ただいまから予算審査常任委員会を開会いたします。

皆さんに念のため申し上げますが、会議中発言のある方は挙手をしていただき、委員長から指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております次第に従い、本日の会議を進めます。

議題に入ります前に、嵯峨部長より御挨拶をいただき、併せて出席職員の紹介をお願いいたします。

嵯峨部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） おはようございます。総務部、嵯峨と申します。

本日は、先ほど提案させていただきました一般会計補正予算（第7号）、給与等の改正に関する補正予算について御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、財政課説明のため出席しておりますので、職員紹介いたします。

財政課長の高木でございます。

○財政課長（高木伸泰君） 高木でございます。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 財政担当係長の尾形でございます。

○財政担当係長（尾形基貴君） 尾形と申します。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 財政担当主任の藤森でございます。

○財政担当主任（藤森慎弥君） 藤森と申します。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（上村和男君） それでは、議案第72号、令和6年度筑紫野市一般会計補正予算（第7号）についての件を議題といたします。

財政課から説明願います。

高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） それでは、議案第72号、令和6年度筑紫野市一般会計補正予算（第7号）について御説明させていただきます。

タブレットでは、本会議のフォルダ内8番の一般会計補正予算書、表紙タイトルの下に「給与等の改正に関する補正予算書」と書いてありますものの3ページをお開きくださ

い。

令和6年度筑紫野市一般会計補正予算（第7号）でございます。

第1条の歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,693万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ422億7,693万6,000円とすることとしております。

ここで、予算内容の説明をいたします前に、給与改定の背景となりました人事院勧告の概要と条例改正の内容について説明をさせていただきます。なお、こちらにつきまして、議案第71号にて総務市民常任委員会で御審議いただいておりますので、あくまで概略を説明させていただきます。

令和6年の人事院勧告については、国家公務員の月例給及びボーナスについて勧告が発表されております。

改正内容については、初任給をはじめ、若年層に重点を置いた月例給の引上げとして、令和6年4月に遡り、平均3.0%の改定が行われます。また、ボーナスについては、年間支給月数を0.1月分引き上げ、令和6年12月期から改定とされております。

これを受けて、国では人事院勧告どおりの給与改定を実施するものとの決定がなされ、既に国会で可決されている状況でございます。

次に、提案内容補足説明書、タブレットでは7番、補足説明書の5ページをお開きください。

議案第71号では、令和6年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定が行われることを踏まえ、その改正内容等に準じて、筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

まずは、（1）給料表につきまして、令和6年4月に遡り、正規職員で平均3.43%を引き上げるものでございます。

次に、（2）期末手当の支給月数につきましては、会計年度任用職員を含む一般職員において、令和6年度は12月の支給月数を1.225月分から0.05月分引き上げ、年間支給月数を2.5月分とするものでございます。

6ページに移りまして、（3）勤勉手当の支給月数につきましては、会計年度任用職員を含む一般職員において、令和6年度は12月の支給月数を1.025月分から0.05月分引き上げ、年間支給月数を2.1月分とするものでございます。

（4）から（9）までにつきましては、今回補正額とは関わりがございませんので説明

を割愛させていただき、8ページに移りまして、2の給与改定に伴う影響額でございます。

条例改正後の全職員に支給する給料及び諸手当の影響額は、全会計分で3億334万3,000円となります。

次に、本題に戻りますが、35ページをお開きください。

一般会計補正予算（第7号）の内容説明となります。

歳出予算補正の内容でございますが、令和6年人事院勧告等に基づく国家公務員の給与改定が行われることを踏まえ、その改正内容等に準じて会計年度任用職員を含む一般職員の報酬、給料や職員手当などを引き上げるというものでございます。

それに関連する予算として、職員互助会負担金や特別会計繰出金、筑紫野太宰府消防組合負担金を増額しております。

次に、歳入予算補正の内容につきましては、前年度繰越金や国庫支出金などで対応する予定としております。

最後に、8番、一般会計補正予算書に戻っていただきまして、こちらの84ページをお開きください。

給与費明細書となっております。

こちらの2の一般職、（1）総括の表でございます。右下の欄になりますが、3億1,770万1,000円とあります。こちらが会計年度任用職員を含む一般職員の給与費、共済費の合計となっております。

その内訳となりますが、ここから2段ほど下に移っていただき、アの会計年度任用職員以外の職員の表、同じく右下の欄に1億3,000万7,000円とあります。こちらがいわゆる正規職員の増額分となっております。さらに2段ほど下に移っていただき、イの会計年度任用職員の表、同じく右下の欄に1億8,769万4,000円とあります。こちらが会計年度任用職員の増額分となっております。

説明については以上でございます。

○委員長（上村和男君） 説明が終わりましたので、それでは質疑に入ります。

質疑のある方は挙手の上、委員長の指名を受けてから発言に入られるようお願いいたします。

質疑のある方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第72号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第72号、令和6年度筑紫野市一般会計補正予算（第7号）についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上村和男君） 御異議なしと認めます。よって本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

これをもちまして予算審査常任委員会を閉会いたします。お疲れでございました。

閉会 午前10時55分